

日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 個人事業主・中小事業所は3年間無利子・無担保で据置可

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠で**新型コロナウイルス感染症特別貸付制度**を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げ、個人事業主・中小事業者は、**特別利子補給制度**の併用で**3年間実質的に無利子・無担保融資**が受けられます。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内(うち据置5年以内)

【融資限度額(別枠)】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%(中小事業1.11%→0.21%)、4年目以降基準金利

特別利子補給制度

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少 ※建設業は従業員20名以下
- ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少

【利子補給】

・期間:借入後当初3年間